

第12期 決算公告

エイチ・エス損害保険株式会社

平成28年度（平成29年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	2,976	保険契約準備金	1,669
有価証券	45	支払備金	424
株 式	45	責任準備金	1,244
貸付金	4	その他の負債	471
一般貸付	4	再保険借	102
有形固定資産	21	未払法人税等	44
建 物	3	預 り 金	2
その他の有形固定資産	17	未 払 金	41
無形固定資産	114	仮 受 金	280
ソフトウェア	114	賞 与 引 当 金	25
その他の無形固定資産	0	価 格 変 動 準 備 金	0
そ の 他 資 産	624	負債の部合計	2,166
未収保険料	0	(純資産の部)	
代理店貸	236	資 本 金	1,612
再保険貸	107	利 益 剰 余 金	287
未 収 金	106	利 益 準 備 金	9
未 収 収 益	1	繰越利益剰余金	278
預 託 金	27	株 主 資 本 合 計	1,899
地震保険預託金	0	純資産の部合計	1,899
仮 払 金	102		
前 払 費 用	41		
繰延税金資産	279		
貸倒引当金	0		
資産の部合計	4,066	負債及び純資産の部合計	4,066

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当会計年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表への影響はありません。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は該当がなく、その他の債権については、倒産確率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所管する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預貯金	2,976	2,976	—
② 代理店貸	236	236	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 非上場株式（貸借対照表計上額 45 百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(注 3) 当事業年度において、非上場株式について 31 百万円の減損処理を行っております。

9. 貸付金のうち、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。
10. 有形固定資産の減価償却累計額は 38 百万円であります。
11. 関係会社に対する金銭債権の総額は 7 百万円、金銭債務の総額は 172 百万円であります。
12. 繰延税金資産の総額は 279 百万円であります。
繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳は責任準備金 228 百万円及び有価証券評価損 39 百万円であります。
(追加情報)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当会計年度から適用しております。
13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
14. 子会社等の株式は 45 百万円であります。

15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	605	百万円
同上にかかる出再支払備金	181	百万円
差引	424	百万円

16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	601	百万円
同上にかかる出再責任準備金	175	百万円
差引（イ）	425	百万円
その他の責任準備金（ロ）	819	百万円
計（イ＋ロ）	1,244	百万円

17. 1株当たりの純資産額は58,924円49銭であります。

18. 重要な後発事象

重要な関連会社の株式売却

当社は平成29年3月27日開催の取締役会において、関連会社のエイチ・エスライフ少額短期保険株式会社（以下、「ライフ社」という。）の株式を譲渡することを決定し、平成29年4月13日に株式会社フジトミ（以下、「フジトミ社」という。）との間で株式売却の基本合意書を締結いたしました。

（1）売却の理由

当社は、今後、経営資源の集中化を行い、損保事業に密接な業務を行なう子会社等を中心とした事業展開を考えております。平成28年4月には、お客様が海外で事故を被った際のサポートを行う子会社が営業を開始いたしました。

一方、ライフ社を取り巻く経営環境は厳しく、当社とのシナジー効果も当初予定したほどの成果を得られず、今後急速に業績が改善して単年度黒字を実現させることが困難であると予測されることから、同社の事業継続のためには事業譲渡が最善の策であると判断いたしました。

かかる方針のもと、新たなマーケットの獲得、更なる経費削減、新商品の開発導入などの営業施策によって早期の単年度黒字化が期待できるフジトミ社へ同社株式を譲渡することを決定いたしました。

（2）売却先の名称

株式会社フジトミ

（3）売却の時期

平成29年5月下旬予定

（4）当該関連会社の概要

関連会社の名称 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社

事業の内容 少額短期保険業

代表者 代表取締役社長 石原 尚樹

所在地 東京都千代田区外神田6丁目5番4号

(5) 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

売却する株式の数 2,890 株

売却価額 5 百万円

売却損益 ー百万円

売却後の持分比率 0.00%

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成28年度

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,133
保険引受収益	3,119
正味収入保険料	3,092
積立保険料等運用益	0
支払備金戻入額	27
資産運用収益	14
利息及び配当金収入	14
積立保険料等運用益振替	0
その他の経常収益	0
経常費用	3,070
保険引受費用	2,306
正味支払保険金	1,069
損害調査費	268
諸手数料及び集金費	816
責任準備金繰入額	152
為替差損	0
資産運用費用	32
有価証券評価損	31
為替差損	0
営業費及び一般管理費	731
その他の経常費用	0
経常利益	63
特別損失	2
固定資産処分損	2
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純利益	60
法人税及び住民税	60
法人税等調整額	△ 67
法人税等合計	△ 6
当期純利益	67

〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益の総額は 497 百万円、費用の総額は 1,622 百万円であります。
2. 1 株当たりの当期純利益は 2,088 円 99 銭であります。
3. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親会社	㈱エイチ・アイ・エス	被所有 直接82.0%	損害保険代理店の委託	代理店手数料の支払(注1)	1,425	未払手数料	143
			保険契約の引受	元受保険料の受取(注2)	483	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。
- (注2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。
- (注3) 上記(注1)の代理店手数料の金額には消費税等が含まれております。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<参考情報>

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	当 期 (平成29年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	2,827
資本金又は基金等	1,899
価格変動準備金	0
危険準備金	----
異常危険準備金	819
一般貸倒引当金	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	----
土地の含み損益	----
払戻積立金超過額	----
負債性資本調達手段等	----
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	----
控除項目	----
その他	108
(B) リスクの合計額	654
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	
一般保険リスク(R1)	424
第三分野保険の保険リスク(R2)	----
予定利率リスク(R3)	0
資産運用リスク(R4)	64
経営管理リスク(R5)	13
巨大災害リスク(R6)	211
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	864.1

注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B) リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月 31 日）から算出にかかる法令等が改正されています。

- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保 険 引 受 上 の 危 険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより（一般保険引受リスク）発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
（第三分野保険の保険リスク）
 - ② 予 定 利 率 上 の 危 険： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回り（予定利率リスク）を下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資 産 運 用 上 の 危 険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
 - ④ 経 営 管 理 上 の 危 険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で（経営管理リスク）上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）

- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。